

香川県営業継続応援金

(2) 関連事業者等向け【申請受付要項】

【受付期間】

令和3年4月27日(火)から令和3年6月15日(火)まで
(令和3年6月15日(火)の当日消印有効です。)

【受付方法】

- ・申請書類は、簡易書留など送達を確認できる方法で**郵送**してください。
- ・感染拡大防止の観点から、営業継続応援金事務局や県庁への持参による申請はできません。

<宛先>〒760-0017 高松市番町1丁目2番26号 トキワ番町ビル4階
香川県営業継続応援金事務局 宛

《郵送前にご確認ください》

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類の入手方法】

香川県営業継続応援金事務局のホームページ（<https://kagawa-ouen.com>）
から、必要書類をダウンロードして下さい。

- ・香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、
市町の商工担当課でも申請書類を配布しています。

※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「香川県
営業継続応援金コールセンター」までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記コールセンターにお問い合わせ下さい。

香川県営業継続応援金コールセンター ☎087-813-3247

開設期間：

令和3年4月27日(火)～5月2日(日) 9時～17時30分(土日祝日含む)

令和3年5月6日(木)～6月15日(火) 9時～17時30分(平日のみ)

目次

申請受付要項・・・p. 1～p. 14

記載例・・・p. 15～p. 26

※申請書等の様式は、この要項の最後に添付しています。

香川県営業継続応援金

(2) 関連事業者等向け 【申請受付要項】

令和3年4月27日

1 趣旨

国の緊急事態宣言の再度の発出（令和3年1月）や県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県民の外出機会が減少したことにより、大きな影響を受けた飲食事業者や関連事業者等の営業継続を支援するため、香川県営業継続応援金（以下「応援金」という。）を支給するものです。

2 支給対象・支給要件

【支給対象】

応援金の支給対象は、香川県内に事業所（個人事業主の場合は住居又は事業所）を有する中小企業（※1）、中堅企業等（※2）又は個人事業主で、次の①～③のいずれかに該当する事業者とします。

- ① 香川県内の飲食事業者と直接又は間接の取引がある
 - ② 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供している
 - ③ 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供している香川県内の事業者と直接の取引がある
- ◎ この応援金の「(1) 飲食事業者向け」と「(2) 関連事業者等向け」の併給はできません。支給要件をどちらも満たす場合はどちらか一方を選択して申請をしてください。

(※1) 中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(※2) 中堅企業等とは、中小企業者に該当しない事業者で、次の(1)又は(2)のうちいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人）をいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の(1)又は(2)のうちいずれかを満たす法人であること。

- (1) 資本金の額又は出資の総額¹が10億円未満であること
- (2) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員²の数が2,000人以下であること

¹ 「基本金」を有する法人の場合は「基本金の額」、一般財団法人の場合は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

² 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

(2) 関連事業者等向け

【支給要件】

支給要件は、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たすこととします。

- (ア) 国の緊急事態宣言の再度の発出や香川県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少による直接的な影響を受け、令和3年1月と2月の事業者としての県内事業所での売上の合計額が、対前年同期比で50%以上減少していること(※1)(鳥インフルエンザ発生の影響などによる売上の減少は、本応援金の支給対象外となります。)
- (イ) 令和2年11月1日以前から事業を継続しており、今後も事業を継続する意思を有すること(令和2年11月2日以降に事業を開始した場合は本応援金の支給対象となりません)
- (ウ) 感染拡大予防ガイドライン(※2)に基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を事務所の入り口等に掲示していること(※3)

(※1) 売上減少率の計算方法

A=事業者としての県内事業所での令和2年1月と2月の売上の合計額

B=事業者としての県内事業所での令和3年1月と2月の売上の合計額

$$(A - B) \div A \times 100 = \text{売上減少率(\%)}$$

売上減少率が50%以上であれば支給要件を満たします。

- ◎ 令和2年1月2日から令和2年11月1日までの間に事業を開始した場合の取扱い(創業特例)は12頁~13頁をご覧ください。

- (※2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧については、以下のURL(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP)をご参照ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

- (※3) 店舗入り口等に掲示する様式については、以下のURL(香川県HP)の掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」も参考にしてください(この様式に限らず、任意の様式による掲示でも可)。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19_poster02.html

(2) 関連事業者等向け

【支給対象外となる場合】

以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する事業者は応援金の支給対象となりません。

- （ア） 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- （イ） 香川県補助金等交付規則第5条の2各号（※）に掲げる者
- （ウ） （ア）、（イ）に掲げる者のほか、支給することが適当でないと知事が認める者

（※） 香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

3 支給額

応援金の支給額は、1事業者当たり20万円を上限として、次の計算式により算出した額とします。

$$\text{支給額} = \frac{\text{令和2年1月と2月の県内事業所における売上の合計額}}{\text{令和3年1月と2月の県内事業所における売上の合計額}} - (1,000 \text{円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額})$$

※創業特例については12頁をご覧ください。

4 申請に必要な書類

申請書類は、A 4 の用紙に片面印刷したものをご利用ください。

添付する書類の写しについても、可能な限り A 4 サイズでお願いします。

(1) 香川県営業継続応援金申請書(第1号様式(その2))【記載例 p. 15~16】

- ・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。
- ・手書きの場合は、ペン又はボールペンで記載してください(消せるボールペンは不可)。

(2) 売上減少申告書(第2号様式(その2-1))【記載例 p. 17】

- ・顧問契約を締結している税理士又は公認会計士が事前に売上減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高が確認できる書類」の提出を省略することが可能です。
- ・事務局の申請サポートセンター(TEL: 087-813-3247)において書類を事前確認させていただき、必要な助言等を行うことが可能です。申請サポートセンターは予約制ですので、必ず事前に電話で日時を予約のうえ、お越しく下さい。
- ・税理士、公認会計士又は申請サポートセンターにより確認を受ける際には、売上減少申告書に必要事項を記載のうえ、令和2年1月~2月と令和3年1月~2月の事業者としての県内事業所での売上高が確認できる書類を準備してください。
- ・税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま応援金事務局に提出いただいても結構です。
- ・令和2年1月2日から令和2年11月1日までの間に事業を開始した場合は第2号様式(その2-2)売上減少申告書(関連事業者等用: 創業特例分)に記載してください【記載例 p. 18】。

(3) 令和2年1月~2月と令和3年1月~2月の事業者としての県内事業所での売上高が確認できる下記のいずれかの書類

- ・売上高を確認できる総勘定元帳等の写し
- ・経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面
- ・売上台帳等の写し
- ・令和3年1月~2月に係る売上がゼロ(0円)である場合は、その理由を記した理由書(任意様式)

以下の①又は②に該当する場合は上記書類の全部又は一部の提出が不要です。

- ① (2)で提出する「売上減少申告書(第2号様式(その2))」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合→(3)の書類全部の提出が不要
- ② (4)で提出する「法人事業概況説明書」の「月別の売上高等の状況」又は「所得税青色申告決算書」の「月別売上(収入)金額及び仕入金額」で事業者としての県内事業所での令和2年の月別の売上が確認できる場合
→(3)のうち、令和2年1月~2月分の書類の提出が不要

(2) 関連事業者等向け

(4) 令和2年1月～2月分を含む期間の確定申告書類

税務署に提出した以下の書類の写しがそれぞれ必要です。

(税務署の受付印の有無は問いません。)

【法人の場合】

- ・「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」【p. 7～8 参照】
- ・「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」【p. 9 参照】

【個人事業主の場合】※マイナンバーの部分~~を全て黒塗りしてください。~~

(青色申告の場合)

- ・「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」【p. 10 参照】
- ・「所得税青色申告決算書（1頁～4頁）」【p. 11 参照】

(白色申告の場合)

- ・「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」【p. 10 参照】
- ・「収支内訳書（1頁～2頁）」【p. 11 参照】

なお、確定申告義務が無い場合やその他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控えの写しを提出してください。

(5) 該当要件申告書（第2-2号様式）【記載例 p. 19～23】

- ・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。

(6) 該当要件申告書に記載の取引先との取引が確認できる書類

- ・例：発注書、納品書、請求書、取引先からの入金を確認できる書類等
- ・該当要件申告書に記載の全ての取引先について、取引が確認できる書類を添付してください。

(7) 誓約書（第3号様式（その2））【記載例 p. 24】

- ・誓約内容を確認のうえ、申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名をしてください。

(8) 応援金の振込口座の通帳等の写し

- ・振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義の口座に限ります。
- ・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しをご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。

(9) (香川県外に主たる事務所を置く事業者のみ) 香川県税務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し

- ・香川県内に主たる事務所を置く事業者は提出不要です。

(10) (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し

- ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所が、申請者の現住所と一致する書類の写しをご準備ください。
- ・マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを提出してください。
- ・マイナンバーが記載されたウラ面の写しは送付しないでください。

(11) チェックリスト【記載例 p. 25～26】

5 申請書の審査

- ・ 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- ・ 必要な書類が全てそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、申請を取り下げたものとみなしますのでご注意ください。
- ・ 申請書の審査の結果、応援金の支給又は不支給が決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請者の所在地又は住所あてに送付します。

6 応援金の支払い

- ・ できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- ・ 応援金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケンエイギョウオウエンキン」とする予定です。
なお、応援金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。

(2) 関連事業者等向け

添付書類の見本

- 「4 申請に必要な書類」のうち、「(4) 令和2年1月～2月分を含む期間の確定申告書類」の見本は以下のとおりです。

【中小企業、中堅企業等の場合】

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（青色申告の場合）

令和 年 月 日 税務署長殿		納税地 (フリガナ) 電話() -	法人区分 事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額 円 非中小法人	青色申告 整理番号 事業年度(至) 年 月 日 売上金額 千 百 万	一連番号 申告年月日 年 月 日 申告区分 法人税 国税 地方税	
法人名 法人番号 代表者 記名押印 代表者 住所		同非区分 旧納税地及び 旧法人名等 添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、経理内訳表、役員報酬等内訳書、役員報酬決定に係る取締役会等の議事録	青色申告 適用額明細書提出の有無 税理士法第30条の書面提出有	青色申告 適用額明細書提出の有無 税理士法第33条の2の書面提出有		
平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税申告書 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税申告書 (中間申告の場合 令和 年 月 日)		税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有				
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1		控除税額の計	17	
	法人税額 (53) + (54) + (55)	2		外国税額 (別表六「20」)	18	
	法人税額の特別控除額 (別表六「4」)	3		計 (17) + (18)	19	
	差引法人税額 (2) - (3)	4		控除した金額 (13)	20	
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		控除しきれなかった金額 (19) - (20)	21	
	課税土地譲渡利益金額 (別表三「24」)	6	000	土地譲渡税額 (別表三「27」)	22	000
	同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7		同上 (別表三「28」)	23	000
	課税留保金額 (別表三「4」)	8	000	同上 (別表三「23」)	24	000
	同上に対する税額 (別表三「8」)	9		この申告による還付金額 (21)	25	
	法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10		中間納付額 (15) - (14)	26	
	分税納税対象税額及び外国税額等に係る控除対象所得控除額の控除額 (別表六「7」)	11		欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (25) + (26) + (27)	28	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		この申告前の所得金額又は欠損金額 (60)	29	
	控除税額 (10) - (11) - (12) + (13)	13		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (63)	30	000
	差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14	000	欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七「4」)	31	
	中間申告分の法人税額	15	000	若しくは又は別表七「10」	32	
	差引確定/中間申告の場合はその法人税額 (税額とし、マイナスの場合は、0) へ記入	16	000	課税標準額	33	
課税標準額 (4) + (5) + (7) + (9) の外	33		課税留保金額に 対する法人税額 (9)	34		
課税標準額 (33) + (34)	35	000	課税標準法人税額 (33) + (34)	35	000	
地方法人税額 (58)	36		地方法人税額 (58)	36		
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37		所得地方法人税額 (36) + (37)	38		
所得地方法人税額 (36) + (37)	38		分税納税対象税額及び外国税額等に係る控除対象所得控除額の控除額 (別表六「7」)	39		
外国税額の控除額 (別表六「50」)	40		差引確定/中間申告の場合はその地方法人税額 (税額とし、マイナスの場合は、0) へ記入	42		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41		差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42	000	
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42	000	中間申告分の地方法人税額	43	000	
中間申告分の地方法人税額	43	000	差引確定/中間申告の場合はその地方法人税額 (税額とし、マイナスの場合は、0) へ記入	44	000	
差引確定/中間申告の場合はその地方法人税額 (税額とし、マイナスの場合は、0) へ記入	44	000	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額 剰余金の最 後の分配又は 引表しの日 令和 年 月 日 決算確定の日 令和 年 月 日 運する金融機関等 銀行 本店・支店 郵便局名等 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本所・支所 口座番号 〇うち、銀行の貯金記号番号 ※ 税務署処理欄			

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分…令二・四・一以後終了事業年度等分

税理士 署名押印

(2) 関連事業者等向け

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（白色申告の場合）

令和 年 月 日			所 在 地 〒 番 組 番 号 番 道 町 丁目 番 号 番 号				業 務 種 目 法人区分 事業種目 期末現在の本業の 業又は出資金の額 円 非小法人 同上が1億円以下の普通法人のうち申告書に提出しないもの		業 務 種 目 法人区分 事業種目 期末現在の本業の 業又は出資金の額 円 非小法人 同上が1億円以下の普通法人のうち申告書に提出しないもの		業 務 種 目 法人区分 事業種目 期末現在の本業の 業又は出資金の額 円 非小法人 同上が1億円以下の普通法人のうち申告書に提出しないもの		業 務 種 目 法人区分 事業種目 期末現在の本業の 業又は出資金の額 円 非小法人 同上が1億円以下の普通法人のうち申告書に提出しないもの		業 務 種 目 法人区分 事業種目 期末現在の本業の 業又は出資金の額 円 非小法人 同上が1億円以下の普通法人のうち申告書に提出しないもの		業 務 種 目 法人区分 事業種目 期末現在の本業の 業又は出資金の額 円 非小法人 同上が1億円以下の普通法人のうち申告書に提出しないもの						
納税地 (フリガナ)	電話() - ()	法人名 (フリガナ)	法人番号 □□□□□□□□□□□□□□□□	代表者 記名押印 (印)	代表者 住所	納税地 (フリガナ)	電話() - ()	法人名 (フリガナ)	法人番号 □□□□□□□□□□□□□□□□	代表者 記名押印 (印)	代表者 住所	納税地 (フリガナ)	電話() - ()	法人名 (フリガナ)	法人番号 □□□□□□□□□□□□□□□□	代表者 記名押印 (印)	代表者 住所	納税地 (フリガナ)	電話() - ()	法人名 (フリガナ)	法人番号 □□□□□□□□□□□□□□□□	代表者 記名押印 (印)	代表者 住所

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
令和 年 月 日 (中間申告の場合 令和 年 月 日)
申告書
申告書
申告書

1	所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)			17	所得税の額 (別表六「(-)6」の③)			17	所得税の額 (別表六「(-)6」の③)		
2	法人税額 (53) + (54) + (55)			18	外国税額 (別表六「(-)20」)			18	外国税額 (別表六「(-)20」)		
3	法人税額の特別控除額 (別表六「(-)4」)			19	計 (17) + (18)			19	計 (17) + (18)		
4	差引法人税額 (2) - (3)			20	控除した金額 (13)			20	控除した金額 (13)		
5	連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額			21	控除しきれなかった金額 (19) - (20)			21	控除しきれなかった金額 (19) - (20)		
6	課税土地譲渡利益金額 (別表三「(一)12」 + 別表三 「(一)22」 + 別表三「(三)20」)		000	22	土地譲渡税額 (別表三「(二)27」)			22	土地譲渡税額 (別表三「(二)27」)		000
7	同上に対する税額 (22) + (23) + (24)			23	同上 (別表三「(二)28」)			23	同上 (別表三「(二)28」)		000
8	課税留保金額 (別表三「(-)4」)		000	24	同上 (別表三「(三)23」)			24	同上 (別表三「(三)23」)		000
9	同上に対する税額 (別表三「(-)8」)			25	この申告による還付金額 (21)			25	この申告による還付金額 (21)		000
10	法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)			26	中間納付額 (15) - (14)			26	中間納付額 (15) - (14)		
11	所得税額 (10) - (11) - (12) - (13)			27	欠損金の繰戻しに よる還付請求税額			27	欠損金の繰戻しに よる還付請求税額		
12	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額			28	計 (25) + (26) + (27)			28	計 (25) + (26) + (27)		
13	控除税額 (10) - (11) - (12) + (19)のうち少ない金額			29	この申告前の所得 金額又は欠損金額 (60)			29	この申告前の所得 金額又は欠損金額 (60)		
14	差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)		000	30	この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (65)			30	この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (65)		000
15	中間申告分の法人税額		000	31	欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七「(-)4」の(附) + 別表七「(-)9」 若しくは(別)又は別表七「(三)10」)			31	欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七「(-)4」の(附) + 別表七「(-)9」 若しくは(別)又は別表七「(三)10」)		
16	差引確定(中間申告の場合はその 法人税額(純額)とし、マイナスの 法人税額(純額)は、(26)へ記入)		000	32	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失 (別表七「(-)5」の合計)			32	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失 (別表七「(-)5」の合計)		
33	課税標準額 (33) + (34)			45	この申告による還付金額 (43) - (42)			45	この申告による還付金額 (43) - (42)		
34	課税標準額 (33) + (34)		000	46	この申告による所得 金額に対する法人税額 (68)			46	この申告による所得 金額に対する法人税額 (68)		
35	課税標準額 (33) + (34)		000	47	課税留保金額に 対する法人税額 (69)			47	課税留保金額に 対する法人税額 (69)		
36	地方法人税額 (58)			48	課税標準法人税額 (70)		000	48	課税標準法人税額 (70)		000
37	課税留保金額に係る地方法人税額 (59)			49	この申告により納付 すべき地方法人税額 (71)		000	49	この申告により納付 すべき地方法人税額 (71)		000
38	所得地方法人税額 (36) + (37)										
39	所得地方法人税額 (36) + (37)		000								
40	外国税額の控除額 (別表六「(-)50」)										
41	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額										
42	差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)		000								
43	中間申告分の地方法人税額		000								
44	差引確定(中間申告の場合はその 地方法人税額(純額)とし、マイナスの 地方法人税額(純額)は、(45)へ記入)		000								

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分…令二一四一以後終了事業年度等分

税 理 士
署 名 押 印 (印)

(2) 関連事業者等向け

「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

この用紙はとじまなごください

法人名 屋号() 電話()		事業年度 平成 年 月 日 至 令和 年 月 日		整理番号		税務署 処理欄		
法人番号		自社ホームページの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(自社ホームページアドレス)				
1 事業内容	(1) 国内支店・店舗数	支店・店舗数		国内子会社の数		海外子会社の数		
	(2) 海外支店・店舗数	支店・店舗数		海外子会社の数		海外子会社の数		
	(3) 海外取引状況	取引種類		取引金額(百万円)		(2) 輸出の割合		
4 期末従業員等の状況	(1) 常勤役員	P C 利用状況		区分		氏名		
	(2) 期末従業員	株主		現金		代表者との関係		
10 主要科目原価のうち	売上(収入)高		売上区分		現金売上		% 掛売上 %	
	売上(収入)原価		売上		締切日		決済日	
	期首棚卸高		仕入		締切日		決済日	
	原材料費(仕入高)		外注費		締切日		決済日	
	外注費		給料		締切日		支給日	
	期末棚卸高		帳簿書類の名称		帳簿簿類の備付状況		17 加入組合等の状況	
	減価償却費		売上(収入)総利益		役員報酬		従業員給料	
	地代家賃		販管費のうち		交際費		減価償却費	
	特別利益		営業損益		地代家賃		営業時間	
	11 代表者に対する報酬等の金額		18 月別の売上高		外注費		人件費	
12 事業内容の特異性		19 当期の概要		源泉徴収額		従業員数		

10「主要科目」・11「代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

注1 (1)の有・売上欄に該当がある場合
注2 運送業においては燃料費、金庫費、保険代理店においては、
注3 金融業・保険代理店においては、外債金庫には支払利息、賃
注4 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が

(2) 関連事業者等向け

【個人事業主の場合】

「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」

※マイナンバー（個人番号）の部分全てを黒塗りしてください

税務署長 令和○年○月○日		令和○年分の所得税及び復興特別所得税の申告書	FA2200
住所	個人番号	フリガナ	氏名
フリガナ	氏名	職業	屋号・雅号
世帯主との続柄	電話番号	自宅・勤務先・携帯電話番号	
収入金額等	所得金額等	第一表 (令和二年分以降適用)	
事業等	課税される所得金額	30	000
業	上の対する税額又は第三表の額	31	
不動産	配当控除	32	
利子	税	33	
配当			
給与			
公的年金等			
雑業務			
その他			
短期			
長期			
一時			
社会保険料控除			
生命保険料控除			
地震保険料控除			
雑損・ひとり親等控除			
勤労学生・障害者控除			
配偶者・扶養等控除			
基礎控除			
雑損控除			
医療費控除			
寄附金控除			
合計			

令和○年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B		整理番号 FA2300								
住所	フリガナ	氏名								
○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)										
所得の種類	種目	給与などの支払者の名称・所在地等	収入金額	徴収税額						
○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)										
所得の種類	収入金額	必要経費等	差金額							
譲渡(短期)										
譲渡(長期)										
一時										
○ 特例適用条文等										
○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)										
氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他			
明大 昭平		配偶者		障害	特例 海外 年課 前	別居 適用	適用			
明大 昭平										
明大 昭平										
明大 昭平										
明大 昭平										
明大 昭平										
○ 事業専従者に関する事項 (55)										
事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度	仕事の内容	専従者給与(控除)額				
明大 昭平										
明大 昭平										
○ 住民税・事業税に関する事項										
住民税	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法(特例徴収)	自分で納付	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
事業税	非課税所得など	所得金額	損益通算の特例適用前	不動産所得	事業用資産の譲渡損失など	前年中の開(閉)業	開始・廃止	月日		
上記の配偶者・親族・事業専従者	氏名	住所	所得税控除対象配偶者	氏名	住所	一連	番号			

第二表 (令和二年分以降適用) ○ 保険料控除に関する事項 (13~16)

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
13 社会保険料控除		
14 小規模企業共済等控除		
15 生命保険料控除		
新生命保険料		
旧生命保険料		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		
介護医療保険料		
16 地震保険料控除		
地震保険料		
旧長期損害保険料		

○ 本人に関する事項 (17~20)

死別	生死不明	ひとり親	障害者	特別障害者
離婚	未婚	年調以外かつ専修学校等		

○ 雑損控除に関する事項 (26)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
損害金額		
	保険金などで補填される額	差引損失額のうち災害関連支出の金額

○ 寄附金控除に関する事項 (28)

寄附先の名称等	寄附金
---------	-----

国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告に添付しなければならない書類は添付書類台紙を貼ってください。

(2) 関連事業者等向け

「所得税青色申告決算書（1頁～4頁）」（青色申告の場合）

FA3000

令和〇〇年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号（自宅） （事業所）	依頼税理士等 氏名（名称）
業種名	加入団体名	電話番号

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和

〇月
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

提出用
令和〇〇年分以降用

令和〇〇年 月 日 損益計算書（自〇〇月〇〇日 至 〇〇月〇〇日）

提出用	科目	金額	科目	金額	科目	金額
売上	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	消耗品費	⑦	貸倒引当金	⑮
	期首商品(製品)類 仕入金額(製品)類	②	減価償却費	⑧	各種引当金等	⑯
	期末商品(製品)類 仕入金額(製品)類	③	福利厚生費	⑨	計	⑰
	小計(②+③)	④	給料賃金	⑩	専従者給与	⑱
	期末商品(製品)類 差引原価(④-⑤)	⑤	外注工賃	⑪	貸倒引当金	⑲
	差引金額(⑤-⑥)	⑥	利子割引料	⑫	計	⑳
経費	差引金額(①-⑥)	⑦	地代家賃	⑬	青色申告特別控除前の所得金額 (⑮+⑰-⑳)	㉑
	租税公課	⑧	貸倒金	⑭	青色申告特別控除額	㉒
	荷造運賃	⑨	雑費	⑰	所得金額 (㉑-㉒)	㉓
	水道光熱費	⑩	計	⑱		
	旅費交通費	⑪	差引金額 (⑰-⑱)	㉑		
	通信費	⑫				
	広告宣伝費	⑬				
	接待交際費	⑭				
	損害保険料	⑮				
	修繕費	⑯				

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

●下の欄には、書かないでください。

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

- 2 -

- 3 -

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

(注) 各欄の金額は1ページの「損益計算書」の3欄に転記してください。

- 4 -

「収支内訳書（1頁～2頁）」（白色申告の場合）

FA7000

令和〇〇年分収支内訳書（一般用）

（あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号（自宅） （事業所）	依頼税理士等 氏名（名称）
業種名	加入団体名	電話番号

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用

令和〇〇年分以降用

令和

〇月
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

提出用
令和〇〇年分以降用

令和〇〇年 月 日 収支内訳書（自〇〇月〇〇日 至 〇〇月〇〇日）

提出用	科目	金額	科目	金額
収入金額	売上(収入)金額	①	旅費交通費	①
	家事消費	②	通信費	②
	その他の収入	③	広告宣伝費	③
	小計(①+②+③)	④	接待交際費	④
	期首商品(製品)類 仕入金額(製品)類	⑤	損害保険料	⑤
	期末商品(製品)類 仕入金額(製品)類	⑥	修繕費	⑥
小計(⑤+⑥)	⑦	消耗品費	⑦	
差引原価(⑦-⑧)	⑧	福利厚生費	⑧	
差引金額(④-⑧)	⑨	の	⑨	
経費	差引金額(①-⑧)	⑩	の	⑩
	給料賃金	⑪	の	⑪
	外注工賃	⑫	の	⑫
	減価償却費	⑬	の	⑬
	貸倒金	⑭	の	⑭
	地代家賃	⑮	の	⑮
	利子割引料	⑯	の	⑯
	租税公課	⑰	の	⑰
	荷造運賃	⑱	の	⑱
	水道光熱費	⑲	の	⑲

給料賃金の内訳

氏名(年齢)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
(〇)				
(〇)				
その他(人分)				
計	延べ従事月数			

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○事業専従者の氏名等

氏名(年齢)	続柄	従事月数	【税務署整理欄】
(〇)			①
(〇)			②
(〇)			③
延べ従事月数			④

- 1 -

- 2 -

創業特例について

令和2年1月2日から令和2年11月1日までの間に事業を開始した場合の取扱いは以下のとおりです。令和2年11月2日以降に事業を開始した場合は本応援金の支給対象となりません。

【支給要件】

(1) 令和2年1月2日から令和2年7月1日までの間に事業を開始した場合

事業者としての県内事務所での売上について、令和3年1月と2月の売上の合計額が（令和2年7月から12月の期間における月平均売上）×2【特例額】と比較して50%以上減少していること

(2) 令和2年7月2日から令和2年11月1日までの間に事業を開始した場合

事業者としての県内事務所での売上について、令和3年1月と2月の売上の合計額が（事業を開始した月の翌月（但し、月の初日に事業を開始した場合にあっては当該月）から12月の期間における月平均売上）×2【特例額】と比較して50%以上減少していること

【支給額】

応援金の支給額は、1事業者当たり上限20万円を上限として、次の計算式により算出した額とします。

$$\begin{aligned} \text{支給額} = & \text{上記の【特例額】} \\ & - \text{令和3年1月と2月の県内事業所における売上の合計額} \\ & \quad (1,000 \text{円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額}) \end{aligned}$$

(2) 関連事業者等向け

【「4 申請に必要な書類」(3)(4頁)「令和2年1月～2月と令和3年1月～2月の事業者としての県内事業所での月別の売上高が確認できる下記のいずれかの書類」に代わって提出いただく書類】

◎ 上記の【特例額】と令和3年1月～2月の事業者としての県内事業所での売上高が確認できる下記のいずれかの書類

- ・ 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し
- ・ 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面
- ・ 売上台帳等の写し
- ・ 令和3年1月～2月に係る売上がゼロ(0円)である場合は、その理由を記した理由書(任意様式)

以下の①又は②に該当する場合は上記書類の全部又は一部の提出が不要です。

- ① 「4 申請に必要な書類」(2)(4頁)で提出する「売上減少申告書(第2号様式(その2-2))」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合→上記書類全部の提出が不要
- ② 「4 申請に必要な書類」(4)(5頁)で提出する「法人事業概況説明書」の「月別の売上等の状況」又は「所得税青色申告決算書」の「月別売上(収入)金額及び仕入金額」で事業者としての県内事業所での令和2年の月別の売上が確認できる場合→上記書類のうち、令和2年分の書類の提出が不要

日本標準産業分類(中分類)一覧

01	農業	50	各種商品卸売業
02	林業	51	繊維・衣服等卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	52	飲食料品卸売業
04	水産養殖業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	54	機械器具卸売業
06	総合工事業	55	その他の卸売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	56	各種商品小売業
08	設備工事業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
09	食料品製造業	58	飲食料品小売業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	59	機械器具小売業
11	繊維工業	60	その他の小売業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	61	無店舗小売業
13	家具・装備品製造業	62	銀行業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	63	協同組織金融業
15	印刷・同関連業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
16	化学工業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
17	石油製品・石炭製品製造業	66	補助的金融業等
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
19	ゴム製品製造業	68	不動産取引業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	69	不動産賃貸業・管理業
21	窯業・土石製品製造業	70	物品賃貸業
22	鉄鋼業	71	学術・開発研究機関
23	非鉄金属製造業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
24	金属製品製造業	73	広告業
25	はん用機械器具製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
30	情報通信機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
31	輸送用機械器具製造業	80	娯楽業
32	その他の製造業	81	学校教育
33	電気業	82	その他の教育、学習支援業
34	ガス業	83	医療業
35	熱供給業	84	保健衛生
36	水道業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
37	通信業	86	郵便局
38	放送業	87	協同組合(他に分類されないもの)
39	情報サービス業	88	廃棄物処理業
40	インターネット付随サービス業	89	自動車整備業
41	映像・音声・文字情報制作業	90	機械等修理業(別掲を除く)
42	鉄道業	91	職業紹介・労働者派遣業
43	道路旅客運送業	92	その他の事業サービス業
44	道路貨物運送業	93	政治・経済・文化団体
45	水運業	94	宗教
46	航空運輸業	95	その他のサービス業
47	倉庫業	96	外国公務
48	運輸に附帯するサービス業	97	国家公務
49	郵便業(信書便事業を含む)	98	地方公務
		99	分類不能の産業

申請書（関連事業者等用）

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

第1号様式（その2）（第6条関係）

記載例

受付
番号

申請日	令和	3	年	4	月	27	日
-----	----	---	---	---	---	----	---

香川県知事 殿

香川県営業継続応援金申請書（関連事業者等用）

香川県営業継続応援金支給要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】

手書きの場合、ペン又はボールペン（消せるボールペンは使用不可）で記載してください。

申請者の種別（いずれかに記入）	法人の場合	所在地 (主たる事務所所在地)	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	香川	都・道府	県	高松	市・区	郡		
		〇〇町〇丁目〇-〇〇																	
		フリガナ	カブシキガイシャマルマル																
		法人名	株式会社〇〇																
		代表者職名	代表取締役社長											フリガナ	カガワ タロウ				
														代表者氏名	香川 太郎				
		常時雇用する従業員数	10人											資本金	10,000,000円				
		業種	(日本標準産業分類)中分類											飲食料品卸売業					
		法人番号 (13桁)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3				
		フリガナ	カガワ ハナコ											担当者 電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇				
	担当者氏名	香川 花子																	
	担当者メールアドレス	〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.〇〇																	
	個人事業主の場合	住所 (代表者の 自宅住所)	〒											都・道府	県		市・区	郡	
		フリガナ												生年月日	T. S. H. 年 月 日				
		氏名																	
業種		(日本標準産業分類)中分類																	
電話番号		-											-						
メールアドレス																			

(※) 日本標準産業分類一覧は申請受付要項14頁をご参照ください。

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

申請書（関連事業者等用）

記載例

受付
番号

【応援金請求額】

応援金請求額（合計）	200,000	円
------------	---------	---

【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

金融機関名	〇〇銀行							
支店名	△△支店							
金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	1	2	3
預金種目 (いずれかに✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通				<input type="checkbox"/> 当座			
口座番号	0	1	2	3	4	5	6	
フリガナ	カ) マルマル							
口座名義	株式会社〇〇							

(※) 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

売上減少申告書（関連事業者等用）

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

第2号様式（その2-1）（第6条関係）

記載例受付
番号**売上減少申告書（関連事業者等用：通常分）****【申請者記入欄】**所在地 香川県高松市〇〇町〇丁目〇-〇〇法人名・屋号 株式会社〇〇代表者氏名 香川 太郎**売上高の減少状況**

令和2年1月の売上高	500,000円	令和3年1月の売上高	200,000円
令和2年2月の売上高	500,000円	令和3年2月の売上高	200,000円
令和2年1月と2月の 売上高合計	1,000,000円(A)	令和3年1月と2月の 売上高合計	400,000円(B)
売上高の減少額 (A) - (B)	600,000円(C)	減少比率 (C) ÷ (A) × 100	60% (≥50%) 小数点第1位以下は切捨て
応援金の額 (C)	(上限額20万円)	200,000円 (1,000円未満は切捨て)	

(※) 店舗ごとの売上高ではなく、法人または個人における事業全体の県内事業所での売上高について記載してください。

【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和3年 月 日

税理士名・公認会計士名
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号

事務所の名称

住所又は所在地

電話番号

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士が事前に売上減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高が確認できる書類」の提出を省略することが可能です。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま応援金事務局に提出いただいても結構です。

詳しくは申請受付要項の4頁をご参照ください。

第2号様式（その2-2）（第6条関係）

記載例

受付
番号

売上減少申告書（関連事業者等用：創業特例分）

【申請者記入欄】

所在地 香川県高松市〇〇町〇丁目〇-〇〇

法人名・屋号 株式会社〇〇

代表者氏名 香川 太郎

売上高の減少状況

創業日	令和2年10月21日	令和3年1月の売上高	50,000円
創業特例（申請受付要項12頁に記載）の【特例額】	250,000円(A)	令和3年2月の売上高	50,000円
		令和3年1月～2月の売上高合計	100,000円(B)
売上高の減少額 (A) - (B)	150,000円(C)	減少比率 (C) ÷ (A) × 100	60% (≥50%) 小数点第1位以下は切捨て
応援金の額 (C)	(上限額20万円)	150,000円 (1,000円未満は切捨て)	

(※) 店舗ごとの売上高ではなく、法人または個人における事業全体の県内事業所での売上高について記載してください。

【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和3年 月 日

税理士名・公認会計士名
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号

事務所の名称

住所又は所在地

電話番号

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士が事前に売上減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高が確認できる書類」の提出を省略することが可能です。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま応援金事務局に提出いただいても結構です。

詳しくは申請受付要項の4頁をご参照ください。

【該当要件申告書】

☑ 香川県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある場合

(※) 「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている場合」は2頁に、「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている香川県内の事業者と直接の取引がある場合は3頁～5頁に記入してください。」

令和2年1月～2月の取引の上位3取引先を記入してください。														
取引先①	取引種別	<input checked="" type="radio"/> 飲食事業者		飲食事業者以外		(いずれかに○)								
	取引先名	〇〇食堂												
	所在地	〒	7	6	0	—	0	0	0	0	香川県	高松	<input checked="" type="radio"/> 市	郡
		〇〇町〇丁目〇—〇〇												
	電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇												
具体的な取引内容	ビールや日本酒、ワイン等の酒類を販売した。													
取引先②	取引種別	<input checked="" type="radio"/> 飲食事業者		飲食事業者以外		(いずれかに○)								
	取引先名	〇〇レストラン												
	所在地	〒	7	6	0	—	0	0	0	0	香川県	高松	<input checked="" type="radio"/> 市	郡
		〇〇町〇丁目〇—〇〇												
	電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇												
具体的な取引内容	ビールや日本酒、ワイン等の酒類を販売した。													
取引先③	取引種別	<input checked="" type="radio"/> 飲食事業者		飲食事業者以外		(いずれかに○)								
	取引先名	カフェ〇〇												
	所在地	〒	7	6	0	—	0	0	0	0	香川県	高松	<input checked="" type="radio"/> 市	郡
		〇〇町〇丁目〇—〇〇												
	電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇												
具体的な取引内容	ビールや日本酒、ワイン等の酒類を販売した。													

該当要件申告書（関連事業者等用）

記載例

受付
番号

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている場合

(※) 「香川県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある場合」は1頁に、
「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている香川県内の事業者と間接・直接の取引がある場合」は3頁～5頁に記入してください。

(1) と (2) の両方に記入してください。

(1) 商品・サービスの内容を具体的に記載してください。

クリーニング店を経営し、香川県内に5店舗（〇〇店、△△店、□□店、☆☆店、××店）を有している。
それぞれの店舗では、個人のお客様と直接対面し、衣類等の受け渡しを行っている。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少により受けた影響の内容を記載してください。

外出機会の減少により、クリーニング店に持ち込まれる衣類等が減ったことで売上げが減少した。

該当要件申告書（関連事業者等用）

記載例

受付
番号

- 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている香川県内の事業者と直接の取引がある場合

(※) 「香川県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある場合」は1頁に、
「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている場合」は2頁に
記入してください。

令和2年1月～2月の取引の上位3取引先を記入してください。

取引先①	取引先名	〇〇クリーニング											
	所在地	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	香川県	高松	市・郡
		〇〇町〇丁目〇-〇〇											
	電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇											
	具体的な取引内容	〇〇クリーニングに対し、〇〇〇〇を販売した。											
(1)取引先の商品・サービスの内容を具体的に記載してください。		<p>クリーニング店を経営し、香川県内に5店舗（〇〇店、△△店、□□店、☆☆店、××店）を有している。</p> <p>それぞれの店舗では、個人のお客様と直接対面し、衣類等の受け渡しを行っている。</p>											
(2)取引先が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少により受けた影響の内容を記載してください。		<p>外出機会の減少により、クリーニング店に持ち込まれる衣類等が減ったことで売り上げが減少した。</p>											

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

該当要件申告書（関連事業者等用）

記載例

受付
番号

取引先②	取引先名	〇〇エステサロン												
	所在地	〒	7	6	3	—	0	0	0	0	香川県	丸亀	市	郡
		〇〇町〇丁目〇—〇〇												
	電話番号	0877—〇〇—〇〇〇〇												
具体的な取引内容	〇〇エステサロンに対し、〇〇〇〇を販売した。													
(1) 取引先の商品・サービスの内容を具体的に記載してください		上記住所でエステサロンを営し、対面で個人向けにスキンケア等のサービスを提供している。												
(2) 取引先が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少により受けた影響の内容を記載してください。		外出機会の減少により、エステサロンの利用客が減ったことで売り上げが減少した。												

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

該当要件申告書（関連事業者等用）

記載例

受付
番号

取引先③	取引先名	〇〇塾											
	所在地	〒	7	6	7	—	0	0	0	0	香川県	三豊	市・郡
		〇〇町〇〇 〇〇番地〇〇											
	電話番号	0875-〇〇-〇〇〇〇											
具体的な取引内容	〇〇塾に対し、〇〇〇〇を販売した。												
(1) 取引先の商品・サービスの内容を具体的に記載してください。		上記住所で学習塾を運営し、対面で個人向けに小学生から高校生を対象に学習指導を行っている。											
(2) 取引先が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少により受けた影響の内容を記載してください		外出機会の減少により、学習塾の利用客が減ったことで売り上げが減少した。											

誓約書（関連事業者等用）

記載例

受付
番号

第3号様式（その2）（第6条関係）

【誓約書】（関連事業者等用）

香川県営業継続応援金の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- ・ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・ この申請書に虚偽の記載があった場合は、香川県の求めに従い応援金の全額を即時返還するとともに、香川県が提示する加算金等の支払いに応じます。
- ・ 香川県から立入検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 申請日時点において、事業を継続しており、今後も事業を継続する意思を有しています。
- ・ 申請する事業所の全てで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を事務所の入り口等に掲示しています。
- ・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- ・ 香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

（参考）香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

- ・ 応援金の審査のため、申請書に記載の取引先に対して照会が行われることに同意します。
- ・ 既にこの応援金の支給を受けていません。

香川県知事 殿

令和3年4月27日

株式会社○○

代表者職名・氏名 代表取締役社長 香川 太郎
(申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。)

チェックリスト（関連事業者等用）

記載例

受付
番号

【チェックリスト】

申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。

☑ (1) 香川県営業継続応援金申請書（第1号様式（その2））

- ☑ すべての必要項目を記載し、記載漏れがないことを確認した。
- ☑ 手書きの場合、ペン又はボールペン（消せるボールペンは使用不可）で記載した。

☑ (2) 売上減少申告書（第2号様式（その2-1）又は（その2-2））

☑ (3) 令和2年1月～2月と令和3年1月～2月の事業者としての県内事業所での売上高が確認できる下記のいずれかの書類

- ・売上高を確認できる総勘定元帳等の写し
- ・経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面
- ・売上台帳等の写し
- ・令和3年1月～2月に係る売上がゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書（任意様式）

以下の①又は②に該当する場合は上記書類の全部又は一部の提出が不要です。

- ① (4) で提出する「法人事業概況説明書」の「月別の売上高等の状況」又は「所得税青色申告決算書」の「月別売上（収入）金額及び仕入金額」で店舗の令和2年の月別の売上が確認できる場合
→ (3) のうち、令和2年1月～2月分の書類の提出が不要
- ② (2) で提出する「売上減少申告書（第2号様式（その1））」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合 → (3) の書類全部の提出が不要

(4) 令和2年1月～2月分を含む期間の確定申告書類の写し

- ☑ **添付書類の見本**（申請受付要項7頁～11頁）のとおり資料となっている。

【法人の場合】

- ☑ 「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」
- ☑ 「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」

【個人事業主の場合】

- マイナンバーの部分を全て黒塗りしている。

（青色申告の場合）

- 「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」
- 「所得税青色申告決算書（1頁～4頁）」

（白色申告の場合）

- 「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」
- 「収支内訳書（1頁～2頁）」

記載例

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

受付
番号

(5) 該当要件申告書（第2-2号様式）

- 該当する要件について必要事項を全て記載している。

(6) 該当要件申告書に記載の取引先との取引が確認できる書類

例：発注書、納品書、請求書、取引先からの入金を確認できる書類等

- 該当要件申告書に記載の全ての取引先について、取引が確認できる書類を添付している。

(7) 誓約書（第3号様式（その2））

- 申請者（法人の場合はその代表者）が誓約書の内容を確認し、自筆で署名した。

(8) 応援金の振込口座の通帳等の写し

- 振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義である。
- 通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の(支)店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。（インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷している。）

(9) （香川県外に主たる事務所を置く事業者のみ）香川県税務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し

- ・香川県内に主たる事務所を置く事業者は提出不要です。

(10) （個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し

- 本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所と、申請者の現住所が一致している。
- マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを添付し、マイナンバーが記載されたウラ面の写しは添付していない。